

令和8年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区港南二丁目15番2号 株式会社大林組 代表取締役 佐藤 俊美	令和8年4月16日から 令和8年5月15日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.4.16	当該業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、鯉沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号 東洋シャッター(株) 代表取締役 岡田 敏夫	令和8年4月28日から 令和8年5月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R8.4.28	建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有していない者との間で締結していたことにより、令和8年2月24日に国土交通省近畿地方整備局から建設業法に基づく営業停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。